

社会福祉法人聖ヒルダ会 2019年（平成31年）度 事業計画

【 基本理念 】

人が、人としての尊さが認められ、人として生きることができる社会の実現を目指し、高齢者、障害者福祉において、地域に仕え、地域福祉に貢献するための事業を永続的に発展させる。

【 基本方針 】

- 1 利用者の人権の尊重と擁護、及び自立支援
- 2 利用者の「生活の質」の向上
- 3 職員の資質、専門性の向上
- 4 職員の生きがいの創生
- 5 地域社会への取り組み
- 6 経営の安定化

1. 法人本部

法人基本理念、基本方針に基づきベタニヤ・ホーム、平戸地域ケアプラザ、戸塚区生活支援センターの3拠点で事業運営を行い、ご利用者の生活の質の向上を目指し、より良いサービスの提供を実践していきます。

平成31年度は、平戸地域ケアプラザエリアにある県営平戸団地での高齢者住宅等生活援助員派遣事業を横浜市より新たに受託することとなります。戸塚区生活支援センターでは、障害福祉サービスとして平成30年12月に新規指定を受けた自立生活援助事業のサービス提供を本格的に実施していくなど、高齢・障がい福祉分野における地域での多様なニーズに対応できるように福祉サービスを創意工夫し提供できるように、社会福祉法人の本旨である公益的な取組を組織全体で実施していきます。

また、2020年度に迎える法人創立40周年に向けた準備を行います。

軽費老人ホーム ベタニヤ・ホーム（5事業）

ベタニヤ・ホーム（定員50名 軽費老人ホーム）

デイサービス ベタニヤ（定員10名 地域密着型通所介護・横浜市通所介護相当サービス）

ケアセンター ベタニヤ（訪問介護事業）

聖マリヤ館（高齢者短期・長期宿泊施設、集会施設：公益事業）

ベタニヤ・パーク（貸駐車場：収益事業）

横浜市平戸地域ケアプラザ（6事業）

地域交流活動部門（横浜市独自事業：地域福祉活動拠点）

地域包括支援センター

生活支援体制整備事業

居宅介護支援事業

通所介護・認知症対応型通所介護・横浜市通所介護相当サービス

横浜市高齢者住宅等生活援助員派遣事業（4住宅）

戸塚区生活支援センター（6事業）

精神障害者相談支援事業

自立生活アシスタント事業 横浜市退院サポート事業
指定特定相談支援事業 指定一般相談支援事業 自立生活援助事業

（１）法人運営・行事

① 理事会・監事監査の開催、実施

理事会を6月、11月、3月の3回開催の他必要に応じて開催します。

監事監査は5月に年度決算に関する監査と10月に上半期の決算に関する監査を実施します。

② 評議員会の開催

定時評議員会を6月、3月の2回開催の他必要に応じて開催します。

③ 運営協議会の開催

法人運営に関する意見を聴取するために開催します。

④ 創立39周年記念礼拝、祝会を6月22日（土）に開催します。

⑤ 検討委員会の開催

（ア）給与検討委員会

給与等に関する検討を行います。

（イ）資金運用検討委員会

取扱金融機関、資金運用等の健全性に関する検討をおこないます。

（ウ）法人創立40周年検討委員会

40周年記念誌の発行に向けた準備及び記念イベント等の企画検討をおこないます。

⑥ ベタニヤ・ホーム後援会との協働

後援会の協力を得て以下の事業を協働します。

（ア）会報『ベタニヤ』（6月）の発行『クリスマスカード』（12月）の発送

（イ）ベタニヤ・ホーム後援会イベントへの協力

2019年10月9日（水）チャリティー講演会とコンサート

グリーフケア「人生に於ける悲しみと喜びを理解するために」

⑦ 地域へのかかわり

（ア）ベタニヤまつり等への地域団体の参加等を促すとともに、地域の行事などへも積極的に参加し、交流を促進します。

（イ）地域団体、ボランティア、学校等との交流を積極的に図ります。

（２）会議・委員会の設置

法人全体として事業の総合的な運営を目的として会議を開催し、情報共有及び連携した事業運営に努めます。また、事務経理、労務管理等法人として一本化可能な部門については、効率化に努めます。

① 施設長・事務局会議

実施事業の進捗状況報告、月次決算報告、労務、人事に関する検討を行います。

② 施設長主任会議

月次決算・運営状況の報告、業務改善等の検討を行います。

③ 法人委員会

法人委員会として委員会を設けて事業所間の共通課題の検討、情報共有や相互理解を深めていきます。

（ア）研修委員会

法人職員としての資質、サービス提供における質の向上を目的として、全体研修、各事業所による研修を推進します。

- a) 法人研究発表会の開催
- b) 法人研修誌『ひだまり』（月刊）の編集、発行。
- c) 全体・事業所別研修の企画、実施
 - ・法人基本理念、基本方針、運営方針、職員倫理
 - ・個人情報保護、プライバシーの保護
 - ・身体拘束の禁止、虐待防止の研修
 - ・苦情対応研修の実施
 - ・精神疾患・認知症対応研修の実施
 - ・事故予防・発生時対応の研修の実施
 - ・感染症・食中毒予防

(イ) 感染症予防対策・事故防止・防災委員会

- a) 事故検証委員会の開催

事故防止・防災委員は毎月1回委員会を開催し、事故防止の啓発及び事故（ヒヤリハット含む）発生時の対応等についての検証を行い法人全体で共有することに努めます。

また、防災については、防災訓練の実施と防災教育、災害用備蓄等の整備を行います。事故発生後に事故検証委員会を開催し、事故原因と対応等についての検証を実施し、必要に応じて主任会議にて検討します。検証結果については、法人内で情報共有する仕組み作りを行います。

- b) 事故予防に向けた取組みの実施、検証
(各事業所による事故事例研修等の実施、再発防止)
- c) 防災訓練の実施と災害用備蓄の整備
- d) 感染症・食中毒の予防及び対応についての研修
- e) 行政機関からの情報を各事業所に周知し予防、対応の徹底
- f) 感染症マニュアルの見直し
- g) 半期毎に事故報告（ヒヤリハット含む）の集計

(ウ) コンプライアンス等委員会

法人職員全員を対象として、法人基本理念・基本方針について、事業所の運営方針、職員としての倫理、ハラスメント防止、個人情報保護及びプライバシーの保護、身体拘束の禁止・虐待防止、苦情対応を含め法令遵守の徹底、周知を行います。

(3) 職員研修及び新任職員研修

①法人全体研修

ご利用者、地域の方々等との関わりにおいて信頼関係構築のための基礎となるホスピタリティのある接遇の向上を目的に、法人職員としての心がまえを含めた全体研修を実施します。

②事業所別内部研修

全体研修として実施する接遇研修を通して課題を共有し各事業所別に課題解決の取り組みとして内部研修を実施します。

③個別研修

職員は個別の研修目標、研修計画を策定し資質の向上に努めます。

④外部研修への職員派遣

外部研修への参加については、内容を吟味し職員のスキルアップを目的として積極的に派遣していきます。また、研修報告を行い、情報の共有を行います。

⑤ 新任職員研修

新任職員に対し、採用後 3 か月以内に、法人の基本理念、運営方針、法人事業所内施設見学等の新任職員研修を実施します。

2. 軽費老人ホーム ベタニヤ・ホーム

運営方針

『喜ぶ人と共に喜び、泣く人と共に泣きなさい』（ロマ 12 章 15 節）

ご利用者の皆様お一人おひとりが大切にまもられ、このホームの皆様それぞれが生き生きと生活できる場になることを目指します。皆様お一人おひとりと向き合うことを大事にし、今まで、現在、そしてこれからという時間の中で、ご利用者様の想いに寄り添い、お支えしていけるよう努めます。年齢を重ねていく中で、できるだけご利用者の皆様が今の状態を維持、改善していけるよう、スタッフも共に考え、行動し、励ましていきます。また、ご利用者それぞれが貴重な社会資源としてベタニヤ・ホーム内外で活動されるよう応援します。そのため、健康講座や介護予防体操など開催しご利用者への啓発に努めます。

高齢になるにしたがい、介護が必要となった場合には、デイサービス ベタニヤ、ケアセンター ベタニヤの介護保険部門と連携して支援してまいります。

地域との交流を大切にし、地域の皆様にとって身近な施設となるよう努めます。ベタニヤ・バザーやクラブ活動への参加など地域との交流を図ります。また、新たな交流の機会を模索していきます。

入居者 50 名を維持するため、こまめに待機者へ連絡し、現在の生活状況を確認します。

（ 1 ） 日常生活全般

ベタニヤ・ホームでの生活を心身ともに健康に過ごし続けられるよう、ご利用者お一人お一人に寄り添った自立支援を心がけています。ことにホーム内だけでの行動による生活不活発に陥らないよう、生活習慣病の予防を踏まえた日々のプログラムも用意いたします。

① ご利用者サービス計画

わかりやすく具体的な表現で、ご利用者、ご家族と共にサービス計画を作成します。ご利用者が目標を理解し、実施できる支援をします。

② 入浴は毎日、午後・夕食後の実施、朝の体操は月～土の毎日実施を継続します。

③ 地域との関りを増し、元気になる同世代・世代間交流の場を設けます。

④ 健康講座を通して啓発に努めます。（年 3 回実施〔熱中症・食中毒・転倒予防〕）

⑤ 居室訪問を出来る限り毎日実施し生活の様子や体調確認を通してコミュニケーションを図り、個別ニーズの把握に努めます。

⑥ 『歌の会』『麻雀』『井戸端会議』『クロスワード』『ぷちボラ』等、本人が活動しやすい環境・場所の提供をします。

⑦ 行事・日常生活などを通じ、外出の機会を増やします。

（ 2 ） 医療・健康維持

- ① 年2回の健康診断・協力医療機関による毎月の往診（内科・皮膚科）を実施します。
- ② 入居者の日常の健康管理に重点を置き、日常の変化を見逃さないように努めます。
 - ・健康状態の観察（月一回の血圧測定・体重測定）
- ③ 感染予防には、特に予防・防止に努めます。
- ④ 朝の健康体操を継続し、身体・生活機能の維持に努め、健康的な生活を啓蒙します。
- ⑤ 異常の早期発見と早期対処に努め、受診に繋がります。
- ⑥ 近隣医療機関との連携を図り、入居者一人ひとりの状態に合わせた対応に努めます。
- ⑦ 利用者の皆様が健康上の問題を気軽に相談できるように努め、健康の維持を図ります。

（ 3 ） バランスの良い美味しい食事

- ① 栄養バランス・季節感を考慮した献立作りをおこないます。
- ② 食事茶話会・嗜好調査を実施します。
- ③ メニュー検討会を開き、より良い食事を提供します。
- ④ 体調・嗜好による個人対応をおこないます。
- ⑤ 減塩を意識した味付けに努めます。
- ⑥ 厨房内の清掃をし、清潔保持に努めます。
- ⑦ 洗浄・消毒・加熱などによる食品衛生管理をおこないます。
- ⑧ 適温適時で料理を提供します。
- ⑨ 定期的な在庫のチェックにより、在庫管理を実施します。

（ 4 ） 事故対策

常に安全面には十分気を配り、事故発生を予防するよう努めます。事故が発生した場合は速やかに対応し、看護師の指示を仰ぎ、ご利用者を通院付添介助、様子観察すると共に、保証人や横浜市高齢施設課などへ速やかに報告します。また、『事故防止対策委員会』を開催し再発防止策を具体的に策定。ご利用者・職員へ周知、広報誌『ひまわり』にてお知らせし、事故の再発防止に努めます。また、ご利用者に向け健康講座による「転倒予防」、職員への事故防止研修などの対策につなげられるようにしていきます。

（ 5 ） 防災、減災対策

週1回、防災巡回を実施し、ホーム内の安全を確保します。定期的に、ご利用者、職員、ボランティアを含めた防災訓練を、消防署、防災設備委託者、近隣住民と連携して行います。

職員間の連絡などを含め、緊急時の体制を整備します。また、防災委員会を開き、防災設備の増設等検討し、必要に応じて設置も行います。

各居室に非常用トイレ・水などの配備、ホームとして災害時に備えて水・食料・LPガスの確保を図り、災害時には地域の方にも提供します。避難場所としてもホームを地域に開放します。

（ 6 ） 地域・ボランティアとの関わり

ご利用者がホーム内外で『受ける側でなく、する側』になる活動の場面を提供できるよう、日常生活の中でのボランティア活動や『ベタニヤ祭り・バザー』などの行事への参加をよびかけます。

また、地域の方々をはじめ多くの皆様がボランティアとしてご参加いただく機会を作ります。

ことに地域の、汲沢小学校、汲沢中学校の方々、友愛活動推進委員、民生委員児童委員、ベタニヤ・ホームボランティアグループ等との交流を大切に活動していきます。

（ 7 ） 職員研修

法人の基本理念と方針を職員一人一人が自分のものとして実行に移せるよう、より良いサービスの提供、職員の資質向上のため研修を行い、テーマによりご利用者と共に研修を実施します。

また、外部研修も積極的に受講し、ステップアップを心がけると共に、職員の技術の平準化のために業務のマニュアル化、数量化、見える化を行います。

（ 8 ） デイサービス ベタニヤ、ケアセンター ベタニヤ等との連携

要支援・要介護状態にある方に対してベタニヤ・ホームでの生活が継続できるように、また早期の退院を実現するために、ケアマネジャーと密な連絡を取り、また、デイサービス ベタニヤ、ケアセンター ベタニヤとの連携を取って、速やかに適切なサービス提供ができるよう努めます。

（ 9 ） 苦情対応

普段よりご利用者からの貴重なご質問・ご意見・ご要望等に耳を傾け、日常のサービス向上を図ります。サービスを提供する過程で、やむなく発生してしまう苦情等を真摯に受け止め、早急な対応を図ると共に同様のことが再び起こらないよう、職員一同に徹底します。

また、第三者委員の訪問により職員に話しにくい苦情他、ご意見を伝える事の出来る場を提供し、苦情の内容及び対応についてご利用者及びご家族に説明し、広報誌『ひまわり』に掲載いたします。

3. デイサービス ベタニヤ（地域密着型通所介護）

運営方針

利用者ひとりひとりのニーズに耳を傾け、きめ細やかな配慮とサービスを心掛けます。小規模ならではの家庭的な雰囲気を大切に、ご自宅にいるような安心感を持って過ごせる環境を提供していきます。

（ 1 ） サービス提供

地域密着型通所介護、横浜市通所介護相当サービス 定員 10 名

火曜日から土曜日の週 5 日、祝日も営業（年末年始 12/29 から 1/3 を除く）

サービス提供時間 10：05～16：10 （6 時間以上 7 時間未満）

（ 2 ） お風呂はひとつのレクリエーション

プライバシーに配慮した入浴と、入浴自体を楽しんでいただけるよう心掛けた環境を提供します。入浴介助はご利用者一人に対し、一人の職員が対応することを原則とし、二人介助が必要な場合はご利用者に説明した上で行います。

また、湯船の湯は毎回入れ替えることで、気持ちよく衛生的にお風呂を楽しんでいただけ

るようにします。

(3) 楽しい会話と美味しい食事

アットホームな雰囲気の中、ひとりひとりのお口や身体の状態を鑑みながら、食べやすい形態での食事を提供していきます。食べられないものやアレルギーなどについても、ご本人様やご家族様と相談しながら「食べる楽しみ」を満喫しながらしっかりと味わっていただけるよう努めていきます。

(4) サービス提供地域包括支援センター、ケアマネジャー等との連携

利用者の状態を観察しながら、何らかの変化を見つけた時など速やかにケアマネジャー等に報告し、改善に向けた連携を図っていきます。利用者の受け入れや見学等についても情報を提供し、利用状況などをお知らせしていきます。

(5) 職員研修

職員研修は業務に活かすことができるよう、また、職員全員が研修内容の共有化を図ることができるよう、より実践的な研修を定期的実施します。

(6) 事故防止と感染予防

事故発生時は速やかに行政機関並びに事故防止委員会に報告し、再発の防止につなげます。感染予防は研修を行うことで、介護者が媒介者とならないように徹底します。

(7)利用者の権利擁護、プライバシーの尊重

ご利用者の声に耳を傾け、何を求めておられるのかを探り、的確な支援をしていきます。その方にとっての居心地の良さを追求し、安心してお過ごしいただける場の提供を行って行きます。

(8) 事業継続の検討

ベタニヤ・ホーム内のご利用者のニーズに合う外部サービスが増えたこと、また職員の確保がむずかしくなったことがあり、今後の事業継続についてはサービス提供日の変更などを検討していきます。

4. 訪問介護事業 ケアセンター ベタニヤ

運営方針

介護保険法に沿って住み慣れたご自宅でご自分の力で自立した生活を送る事が出来るよう支援を行います。現状はホームのご入居者を中心にサービスを展開していますが、近隣の方からサービスの依頼があった場合、可能な限り受け入れます。介護状態になる事を予防し出来る事、出来ている事は維持できるよう、さらに向上出来るよう支援を行います。

(1) 研修

施設内研修も業務に活かせる内容を検討していきます。法的に必須な研修はもとより、接遇や記録の重要性など実践に役立つ内容の研修を検討し、訪問介護員の技術およびサービス

の質の向上を目指します。デイサービス相談員と協力・相談しながら、研修内容を決めていきます。

（２）法人理念・倫理の尊重

法人理念を理解し人が人として認められ相手を尊重し敬う気持ちを持って業務に携われるよう努めます。

（３）守秘義務の徹底

守秘義務に関しては、ご利用者の個人情報の守秘はもとより、職員の情報も個人情報になることを伝え、働きやすい環境となるように努めます。

（４）事故・防災対策

緊急時・災害時の対応の為に、ベタニヤ・ホーム防災体制に参加いたします。また、外部（在宅）のご利用者には状況に応じ、ベタニヤ・ホームでの一時避難などの対応をとり、ベタニヤ・ホーム全体で支援します。

（５）ご利用者のニーズの把握

ご利用者の意向や希望・思いなどを把握し、介護サービス計画を作成し計画に沿ったサービス提供を行い必要に応じ、ケアマネジャーに報告していきます。また、居宅介護支援事業所と連携をとり、サービスに結び付けられるよう努めます。

（６）職員体制

居宅ケアマネジャーやホーム職員からの急な臨時利用などのサービス依頼に対し、迅速に対応できるよう人員の配置を見直し、体制を整えます。

5. 高齢者宿泊施設 聖マリア館

運営方針

地域・横浜市内外を問わず、ベタニヤ・ホーム入居待機、住宅状況、家族関係、緊急利用、中長期間の利用、戸塚区等行政機関との連携など、介護保険等に制限されずに多様な対応を行います。

（１）短期・中長期宿泊施設として居室の利用

- ① 聖マリア館 1階2室・2階3室は、長期・短期の宿泊及び緊急時（家族関係、DV等）の受け入れ施設として使用します。
- ② DV等の理由による受け入れでは、関係機関と連絡をとり、支援を行います。

（２）集会室の使用

- ① 1階、会議室はベタニヤ・ホーム後援会の事務局、ベタニヤ・ホームボランティアグループの活動場所としても利用していただきます。

6. 横浜市平戸地域ケアプラザ

ケアプラザ全体としての取り組み

① 特徴的な取り組み

2019年度は、横浜市平戸地域ケアプラザの指定管理者選定の年にあたります。これまでの実績を基に、引き続き横浜市から指定管理者として運営を受託することができるように、施設利用者の期待に応え、自治会・町内会、行政機関と連携を図り、質の高い福祉サービスの提供に努めます。

また、4月より神奈川県営平戸高層団地における高齢者用住宅等生活援助員派遣事業が開始されます。対象者の生活相談・安否確認をはじめ、団地内の自助・共助の取り組みを助長します。

② 効率的な運営について

毎月、定期的に所長主任会議・常勤会議を開催し、年間行事の確認と事業計画・事業報告を行います。また、連合町内会が主催する地域の行事等についても職員間で共有を図ります。

備品の購入・修繕・契約については、複数業者から見積書の発行を依頼し、比較および協議を行った上で業者選定を実施します。なお、2019年度は給食委託業務と施設の保守管理業務委託の入札を行います。

その他、所長主任会議の際、会計報告を行い、各部門の運営と収支の進捗状況を確認します。

③ 苦情受付体制について

社会福祉法第82条に則り、施設ご家族、地域住民の方々から寄せられたご意見や苦情に対し、関係諸機関と連携し、迅速かつ適切に対応します。

苦情対応マニュアルに基づき、苦情解決責任者、苦情受付責任者を配置し、苦情の受付から具体的な申し出の手順を館内に掲示します。

苦情申し出に対し、迅速に対応し、誠意のある苦情解決に努めます。なお、苦情発生から、対応・収束までの経過を職員間で共有し、再発防止に努め、毎月行われている第三者委員会で報告をします。

苦情申し出者の希望に応じて、法人本部、第三者委員、外部機関の対応窓口をご案内します。

介護保険事業では、利用契約書・重要事項説明書を丁寧に説明し、利用の同意を得ます。

併せて、苦情申し出の方法も説明します。

④ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制

閉館時は、警備会社と契約し、機械警備による防犯対策を行います。職員は防犯マニュアルに基づき、施設内外の巡視点検を行い、異常の有無を業務日誌に記録します。

突発的な事故・災害に備えて職員連絡網による初動体制を整え、施設の被害を最小限に留めるように努めます。

年に2回実施をしている防災訓練では、東戸塚消防出張所に協力を依頼し、利用者の避難誘導、関係機関への緊急通報、初期消火、心肺蘇生法等を訓練し、有事の際に備えます。また、福祉避難所の開設訓練を防災訓練の一環として計画します。

⑤ 事故の再発防止

事故の発生を未然に防ぐため、ヒヤリハット報告書の作成を義務付け、職員間で共有を図ります。

事故が確認された場合、マニュアルに応じて冷静に対応し、速やかに関係者（関係機関）

に報告します。

また、発生から収束に至るまでの経過を報告書にまとめ、再発防止に努めます。

⑥ 個人情報保護の体制及び取組

個人情報保護マニュアルに基づき、個人情報及び文章等を適正に取り扱います。法人内の職員を対象に、個人情報保護研修を実施し、誓約書を義務付けます。

運営にご協力いただいているボランティアには、活動前に個人情報保護についての事前説明を行い、情報漏洩事故を防ぎます。

個人情報に関する文章・データは鍵のかかるキャビネットで管理し、所外への持ち出しを禁止します。事情により、個人情報に関する文面をFAXで送る場合は、必ずダブルチェックで行うことを徹底します。

⑦ 情報公開への取組について

横浜市で定められている情報公開制度に則り、市民の知る権利の尊重と、文書の開示を求める権利を保障します。

横浜市や戸塚区で行われている行政の取組や、地区社会福祉協議会の主催行事、平戸地域ケアプラザの運営事業の案内を毎月発行しているケアプラザの広報誌で公開します。ケアプラザの事業計画・事業報告は来館者が閲覧できるように館内に配架します。

⑧ 人権啓発への取組

横浜市の人権啓発推進計画を理解し、市民向け講座の開催や、小学校・中学校の講師依頼に応え、担当職員の派遣を行います。

職員を対象とした人権研修会では、人権に関する様々な問題や事例等を説明し、人権意識の向上を図る機会を取り入れます。

法人内で編成されたコンプライアンス委員会を中心に、ハラスメント・虐待防止についての文章掲示、虐待防止マニュアルの作成・見直しを行います。

⑨ 環境等への配慮

省エネ取組み委員会を中心に、電力使用料の報告と節電の励行を掲示します。

委員会の取り組みとして、家電管理計を設置し、冷暖房の使用基準を定め、適正温度を管理します。

また、上水道の無駄な使用に注意し、植栽への灌水・散水等を貯留した雨水の使用と節水に努めます。

ゴミの分別を的確に行い、ゴミ排出量の減量化や再利用の励行を意識的行います

(1) 地域活動交流部門

① 特徴的な取組み

平戸地区・平和台地区の両地区では、ハートプラン推進委員会が定期的に開催されています。今後もハートプランの取組みが住民主体の取組みとして定着していくように、戸塚区・戸塚区社会福祉協議会とも連携し、地域の皆さんと共に計画を進めていきます。

② 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

平戸平和台地区の地域交流拠点「にこにこハウス」は昨年11月の開所から1周年を迎えました。

今年度は、情報の行き届いていない方、これまで行われてきた行事や自主事業に関心の持てなかった方へのアプローチを改めます。また、地域交流拠点で活動されている福祉活動団体を支援します。毎月発行している広報誌にケアプラザの利用案内や利用の空き状況を掲載し

て多くの方に活動の場として利用していただけるように情報を提供します。

5月下旬にケアサポート祭を開催し、子育て・障がい・高齢分野等、地域の福祉保健活動団体の活動をする場を提供します。また、生活支援コーディネーターと連携し、地域活動の担い手発掘に努めます。

③ 自主企画事業

利用者アンケートやヒアリングを参考に、自主事業の見直し、新規事業の立ち上げを検討しました。その結果、これまで行われてきた自主事業は定期開催を継続し、新たな企画として「将棋クラブ」を立ち上げます。自主事業の企画・運営は役割分担を明確にし、地域交流部門会議で共有を図ります。

また、サブコーディネーターの資質向上を目的に、外部研修会や連絡会等への参加機会を促します。

④ ボランティアの育成及びコーディネート

戸塚区で行われている「地域づくり大学校」の卒業生を対象にヒアリングを行います。その後、卒業生の希望を尊重し、地域の社会資源として定着していくようにボランティアコーディネートを行います。ボランティア団体（個人）の活動しやすい環境づくりに努め、情報交換会やスキルアップ研修会の開催を起案します。

（２）地域包括支援センター

① 特徴的な取組み

高齢者の個別相談ケースにおいても、5職種が連携することで、支援の幅を広げ、住み慣れた平戸地域での暮らしを支えます。

② 総合相談（地域におけるネットワークの構築）

地域交流C oや生活支援C oの5職種で作成する地域アセスメントシート、インフォーマルサービスリスト等を通して、相談支援のネットワークを構築します。

地域会合、老人会、高齢者住宅での茶話会、地域行事等へ参加し、地域包括支援センターについて説明します。

ネットワーク構築のため、5職種による定期的なミーティングを行い、個別の相談支援から地域情報まで多面的に共有します。

③ 実態把握

相談支援の内容を集計、分析し、町内会ごとのニーズや傾向などを把握します。特に、独り暮らし高齢者については、住み慣れた地域でより長く生活をする事が出来るように実態の把握に努めます。

④ 総合相談支援

継続的に支援が必要な場合において、3職種(相談内容に応じて5職種)で定期的にミーティングを行い、支援方針を共有、円滑な支援につなげます。

資質向上を目的に、外部研修に出席します。また、受講した研修内容を5職種で共有します。

⑤ 権利擁護業務・成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

講演会や広報誌等で、戸塚区版のエンディングノートの普及啓発を行います。

成年後見制度利用を見込んだ相談案件について、区役所担当職員や関係者と協議しながら制度利用に至るまで支援します。

⑥ 高齢者虐待への対応

介護者の孤立を予防するため「介護者のつどい」を偶数月に開催します。

「介護者のつどい」を活用してもらうため、相談対応の過程でも対象者に周知し、同時にケアマネジャーへも周知します。緊急性の判断、事案への円滑な対応ができるよう、事例検討を行います。

⑦ 認知症高齢者相談等への対応

介護予防講座や出前講座を通じて認知症の正しい理解への促進、普及啓発をします。

認知症高齢者を介護する家族の不安や困りごとを軽減できるよう、継続的な支援します。

相談対応、アセスメントを行う中で、対象者には早い段階から「みつけてネット」の活用を案内します。認知症初期集中支援チームと連携し、必要であるが専門医療機関へつながっていないケース等を支援します。

⑧ 包括的・継続的ケアマネジメント業務（地域住民、関係機関等との連携推進支援）

5 職種で地域アセスメントシートやインフォーマルサービスリストを更新し、それをケアマネジャーや関係者に配布します。地域の福祉活動団体とケアマネジャーや介護保険サービス事業者が情報交換する場をつくります。

⑨ 医療・介護の連携推進支援

戸塚区 11 包括主任ケアマネジャー連絡会で、医療と介護の連携を図るための研修会を実施します。ケアプラザ協力医への相談や近隣医療機関への訪問等、顔の見える関係を構築し、情報収集・情報提供に努めます。ほーめっと（戸塚区在宅療養連絡会）主催の研修に参加し、各医療機関関係者と連携します。

⑩ ケアマネジャー支援

地域の情報交換、ケアマネジャー同士の交流や勉強のため「ケアマネサロン」を開催します。その中で、近隣地域包括支援センターと合同し、事例検討会を開催します。

平戸エリア内の居宅介護支援事業所や、グループホームのケアマネジャー、小規模多機能型居宅介護のケアマネジャーを訪ね、相談支援ができるよう顔の見える関係性をつくります。戸塚区 11 包括主任ケアマネジャー連絡会で、新任・就労予定ケアマネジャーや各居宅介護事業所の主任ケアマネジャーの支援を目的とした研修会を開催します。

⑪ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

5 職種での協議を重ね、地域の福祉課題を抽出します。その後、地域ケア会議で議題として検討し、地域づくり、社会資源の開発に向けて取り組みます。

⑫ 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第 1 号介護予防支援事業）

高齢者が、介護予防や日々の生活に対する意欲が持てるようなケアマネジメントを意識し、ケアマネジメント力の資質向上を図ります。

業務委託先のケアマネジャーにも、インフォーマルサービスをプランに組み込んでいただけるよう、インフォーマルサービスを情報提供する場をつくります。

⑬ 一般介護予防事業

地域高齢者の実態を把握し、介護予防講座を開催します。

介護予防講座やその他健康に関する講座等の開催に際して、これまで参加したことがない新規参加者の増加を目指します。

（3）居宅介護支援事業

① 特徴的な取り組み

地域の介護保険事業所の特長や受入状況、また各種の公的サービス以外の情報等の把握に

- 努め、利用者のニーズに合ったサービスを適切に提供して利用者の在宅生活を支援します。
- (ア) 利用者が要介護・要支援状態になった場合においても、可能な限り住み慣れた自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活が継続できるよう配慮して行います。
 - (イ) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
 - (ウ) 指定居宅介護支援、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち適切なサービスが提供されるよう支援を行います。
 - (エ) 保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に勤め、被保険者に対して委託契約に基づき適正に実施します。
 - (オ) 事業の実施にあたっては、区役所、地域包括支援センター、民生委員、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険事業者、医療機関等と連携を図りながら、サービス担当者会議の運営、地域ケア会議等に参加し総合的なサービスの提供に努めます。
 - (カ) 特定事業所加算(Ⅱ)の算定事業所として、法令に則り質の高いケアマネジメントのもと、常勤職員1名：35件を目標に、緊急ケース等の受け入れを含め支援に努めます。また、自らその提供するサービスの質の評価、アンケート等を行い、サービスの評価を常に見直し改善を図ります。

(4) 通所介護事業(通所介護・認知症対応型通所介護)

① 特徴的な取組み

事前調査やサービス担当者会議にて、利用者の希望・要望をくみ取り、不安なく安心して利用できるよう、所内で情報を共有してサービス提供にあたります。

運営推進会議にて、各委員から意見を頂き、サービス向上を目指します。また、他事業所の運営推進会議へ参加し、運営面やサービス提供について、お互いに情報交換をおこないます。

居宅介護支援事業所へ訪問(営業)し、新規利用者を受け入れ、利用者やケアマネジャーに選んでいただける事業運営を心がけます。

常に掲げている「太陽と緑へのふれあい」には、恒例となったスタンプラリーを継続し、平坦な道だけではなく階段を利用するなど、利用者の身体能力に応じて機能訓練向上を心がけます。

年間計画に園芸活動を盛り込み、四季折々の植物の育成や、旬の野菜作りを実施します。

また、レクリエーションの際は職員の得意分野を取り入れ、プログラムの充実を図ります。

② 提供するサービス内容

- ・送迎、食事、健康管理、入浴・排泄介助
- ・レクリエーション活動 ・生活相談

③ 利用者の受け入れ(通所介護・認知症対応型共通)

困難ケースにも柔軟に対応し、積極的に受け入れます。

ご利用者の状態・ご家族の要望に応じて、短時間での利用や個別送迎に可能な限り対応します。

通常送迎エリア外からの申し込みであっても、可能な限り受け入れしていきます。

日曜日だけでなく各曜日の利用者増加を目指し、新たなパンフレットを作成します。

隣接区の居宅介護支援事業所へ訪問して、新規利用者の獲得を目指します。

サービス時間を区分し、理美容サービスの導入を検討します

④ ご利用者の状態を捉えたサービス提供（通所介護・認知症対応型共通）

ご利用者とのコミュニケーションを通じ、要望や心身の状態変化の把握に努めます。また、より良い関係をつくり、ご利用者の希望に合わせたサービス提供を行います。

モニタリングを定期的実施し、担当介護支援専門員と連携を図ります。

ご利用者やご家族の状況に応じて地域包括支援センターとの連携を行います。

⑤ 安全な送迎を行うために（通所介護・認知症対応型共通）

安全運行を心がけ、送迎時間にご利用者の負担にならないコース設定します。

安全運転管理を徹底し、毎月の免許証確認にて失効の防止、安全運転講習会への参加により事故防止に努めます。

⑥ ご利用者が健康に過ごすために（通所介護・認知症対応型共通）

バイタルチェック（利用時毎）、体重測定（月1回）を行い、連絡帳に記載し、本人・ご家族へ報告します。

ご利用者、スタッフに対し手指消毒の徹底、感染予防に対する意識向上を図ります。また、食中毒やインフルエンザなどの流行警報が発令された際は、予防策の徹底や蔓延防止に対して迅速に対応します（過剰反応は控える）。

ご利用者及びご家族からの相談に対し、在宅での生活が続けられるように助言を行います。ご利用者の日常生活動作が維持できるよう、安全に留意し、可能な限りご自身で行っていただけるようにサポートします。

⑦ 喜ばれる食事提供のために（通所介護・認知症対応型共通）

ご利用者の希望を第一に考え、「食」を通じた喜びと温かく美味しい食事提供に努めます。そのため定期的に嗜好調査実施し、ご利用者の意見を食事の提供に反映します。

季節の行事に応じた行事食を提供します。また、旬の素材を使った季節感のある食事提供を心がけます。

食事会議を毎月1回実施し、献立の調整を行います。その際、ご利用者の意見・要望を給食委託業者へ報告し、ご利用者に喜んでいただける昼食の提供に努めます。

視覚的にも満足をしていただけるよう、料理の内容に見合った食器を新調します。

⑧ 楽しい入浴をしていただくために（通所介護・認知症対応型共通）

利用者のプライバシーを尊重した介助をおこないます。

整髪や爪切り、化粧、電気剃刀による髭剃りなど入浴後のケアを行います。

入浴時間を長く設定し、ゆっくり入浴していただきます。

ご利用者入浴中の浴槽のお湯は、清潔維持の為かけ流しにします。

季節の行事に合わせて名湯週間を取り入れます。

⑨ レクリエーション充実のために（通所介護・認知症対応型共通）

ご利用者のニーズを把握し、個人・集団レクリエーションに活かし季節に応じたレクリエーションを提供します。

レクリエーションの研修等、外部研修にも積極的に参加します。

コミュニケーションもレクリエーションの一部と捉え、朝の送迎車内から帰宅まで、コミュニケーションの時間を大切にし、より良い関係づくりに努めます。

⑩ 地域・家族との交流のために（通所介護・認知症対応型共通）

地域のボランティア、学校教育プログラム等を積極的に受入れます。

ご家族と一緒に参加できる行事、プログラムを実施します。

ご家族やボランティアからご意見や指摘をいただく機会・情報交換できる機会を設けます。

⑪ 安全な環境のために（通所介護・認知症対応型共通）

整理整頓・備品管理を徹底し、ご利用者の安心・安全に努めます

事故防止・事故発生時の対応を協議し、再発防止に努めます。

年に2回、避難訓練を実施し、災害時の避難経路を確認します。

⑫ 資源、環境保護のために（通所介護・認知症対応型共通）

不必要な電気使用、水使用を控え節電節水します。

使用物品の見直し、無駄を排除して購入を控え、経費節減を心がけます。

⑬ サービスの質の向上、円滑な業務遂行のために（通所介護・認知症対応型共通）

通所介護職員研修について職員の経験年数や職種等に考慮した計画を立て実施します。

他事業者との情報交換、見学や派遣研修を行います。

現場実地研修（OJT）を重視し、日々の業務をチェックシートで振り返ります。

（5）生活支援体制整備事業

① 特徴的な取組み

自治会や町内会単位における生活支援・介護予防の普及啓発活動に取り組みます。

今年度は、横浜市営住宅や県営住宅等に見受けられる支援困難ケースに着目し、地域活動交流部門・地域包括支援センターと連携を図り、住民主体による共助の取組みに向けて支援します。

② 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

自治会町内会の情報や、ボランティア活動団体、地域の福祉活動団体等の社会資源を把握し、地域の情報をまとめた情報誌を作成します。情報誌は各関係機関への情報提供を前提に作成を行います。

③ 連携・協議の場

平戸平和台地区「地域交流拠点にこここハウス」地域運営協議会に毎月出席します。

今年度は神奈川県営平戸高層団地をはじめ、エリア内の集合住宅における生活支援の構築に向けた取組みを推進していきます。そのため、入居者を対象とした住民懇談会やサロン活動の立ち上げも積極的に取り組んでいきます。

④ より広域の地域課題の解決に向けた取組

戸塚区生活支援コーディネーター連絡会への出席や、横浜市内他地区の取組みを参考に、広域の地域課題の解決に向けて取組みます。

（6）高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業

① 特徴的な取組み

横浜市の委託事業として、引き続き平戸地区の3市営住宅に生活援助員を派遣し、入居高齢者の生活相談の受付、安否確認等を実施します。また、2019年4月から県営平戸高層団地における生活援助員派遣事業が開始します。地域活動交流部門・地域包括支援センター・生活支援体制整備事業等、所内の各部門と連携を図り自治会・入居者の要望に応えられる体制を整えます。

② 生活援助員が行うサービス内容

生活援助員が行うサービスは、次のものとし、必要に応じて提供します。

生活相談・安否の確認、緊急時の対応、関係機関との連絡、その他日常生活上必要な援助

③ 緊急時の対応等

生活援助員派遣時間内は生活援助員が対応するとともに、平戸地域ケアプラザ職員が必要に応じて対応します。なお、緊急時に生活援助員等が対象住宅に入室する際は、業務マニュアルに従って行動します。また、県営団地を除き、生活援助員派遣時間外は、契約警備会社等と連携を取り対応します。その他、地区民生委員、居宅介護支援事業者等、地域の方々の協力も得て対応していきます。

④ 他機関・地域との連携

横浜市建築局をはじめ、横浜市営住宅供給公社・株式会社東急コミュニティー、自治会町内会との連携を図ります。

横浜市主催の研修や、外部の研修に出席するなど、最新情報の収集、生活援助員の資質向上に努めます。

7. 戸塚区生活支援センター

運営方針

地域で生活する精神障がいのある方がご本人の意向に基づく生活を実現し、安心・安定した生活環境を継続することができるように、ライフステージに応じた多様なニーズを把握し、当事者の自己実現や主体的な生活に向けて日常生活における相談及び生活支援を提供していきます。

行政・基幹相談支援センター・医療機関等の関係機関と連携し、地域の様々な社会資源を必要に応じて適切に利用・提供できる体制作りに努めるとともに、アウトリーチによる支援を積極的に進めていきます。

地域への啓発活動や地域交流活動を行うことで、精神障がいに対する理解と地域で生活する当事者への理解を深め、地域住民と精神障がい者が共生できる仕組みづくりへの取り組みを行います。

(1) 相談・日常生活支援

① 相談支援

日常生活における課題、悩み、不安等の解消を目的として、電話・面接による相談支援を実施します。

また、必要に応じご自宅等へ訪問する等アウトリーチによる相談支援を実施していきます。

② 日常生活支援

日常生活における課題の解消を目的として、日常生活支援及び生活情報の提供を行います。

日常生活支援では、必要に応じて個別及び集団での生活支援、訪問や同行等による支援を行い、生活情報は常に最新の情報を入手するように努めます。

訪問、同行による支援は下記の目的を中心に実施します。

(ア) 日常生活の安心のための見守り、引きこもりの予防・解消を目的とした訪問。

(イ) 緊急時等安否確認のための訪問。

(ウ) 通院や諸機関での手続き等への不安軽減のための同行。

(エ) 日中活動の支援（見学、定着支援）、余暇活動の支援のための同行。

③ 家族支援

ご家族等からの相談を通して課題や悩みの軽減、解消を図るための支援を行います。
面接・電話での相談の他、ご家族等が相談しやすい環境づくりのため、自宅への訪問も行います。

またご家族等に有益な情報を提供するため、若杉会（戸塚区家族会）と戸塚区高齢障害支援課と共催で家族教室を実施します。

④ 関係機関との連携

相談支援の実施にあたり戸塚区役所及び戸塚区基幹相談支援センターとの定例連絡会を開催し、個別の支援や地域課題についての情報共有に努めていきます。

戸塚区自立支援協議会の精神保健福祉分科会や地域を創る分科会等に参加するなど、行政、医療機関や支援機関、地域ケアプラザ等の関係機関と連携して支援することができるように、日頃から顔の見える関係づくりをおこないニーズに対して迅速に対応できる体制づくりに努めます。

（ 2 ） フリースペースの運営

① フリースペース機能

仲間づくりや交流の場として、ご自分のペースで利用できる「居場所」として、職員と相談できる場としての機能があり、職員はご利用者と関わることで、必要に応じて基本相談や福祉サービス利用に繋がるように関係づくりを行います。

② 自主活動支援

ご利用者の交流・活動機会の提供、生活支援センター利用のきっかけづくりを目的として定期的にプログラムを実施します。

ご利用者の要望等をプログラムに反映し、活動を通じた充実感や仲間作り・自信回復に繋がるための支援を行います。

その他、ご利用者が行う個別及び集団活動に対して、活動場所や情報の提供・運営の補助等の支援を行います。

（ 3 ） 有料サービスの提供

日常生活支援を目的として有料サービスの提供を行います。

① 食事サービス

栄養バランスを考えるとともに、食事を通じた交流の機会として提供します。

提供日 火曜日・木曜日・土曜日

② 入浴・洗濯サービス

気持ちよく清潔な環境で生活することができるように支援を行います。

（ 4 ） 地域交流・啓発

地域交流や地域啓発を目的とした事業を実施します。

① 精神保健福祉のネットワーク

精神保健福祉に関わる支援者やボランティア、当事者、関心のある方と、安心して生活することができる地域づくりを目的に、自立支援協議会と連携して地域課題の検討や啓発活動に取り組みます。

② 地域啓発事業

地域住民を対象に精神障がいに関わるボランティアを養成する目的で、傾聴ボランティア養成講座を実施します。講座修了者が生活支援センターでのボランティア活動にとどまらず、ひろく戸塚区内の精神保健福祉分野で活躍できる人材を育成します。

さらに自立支援協議会精神保健部会と連携して、精神障がいの理解や当事者が生活していくうえでの不安や困難、必要としている支援などについての理解を目的とした啓発講演会を実施します。

また、関係機関と連携し地域の支援者（民生委員、ケアマネジャー、ボランティア等）への勉強会や個別相談に取り組みます。

（５）障害福祉サービス

①指定特定相談支援事業

ご利用者の意向を踏まえ自立した日常生活を支えることができるように、ご利用者の抱える課題の解決や適切なサービス利用を目的として、ケアマネジメントによる支援を行います。具体的にはサービス等利用計画書とモニタリング報告書を作成し、必要に応じてサービス事業者等との連絡調整を行います。

今年度は戸塚区高齢障害支援課と協議して新規契約者数 20 件を目指します。

②地域移行・地域定着事業

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要するご利用者に対し、地域移行に向けた支援を行い、また地域生活が不安定なご利用者に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

③自立生活援助

居宅において単身等で生活するご利用者につき、定期的な訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。

（６）退院サポート事業

精神障がい者が住み慣れた地域で安心・安全に生活できるように支援します。また、長期入院患者の減少を目指し、個別支援と普及啓発に取り組みます。

① 個別支援

長期入院中の方の退院に向けて行う準備への個別支援を、戸塚区基幹相談支援センターと協働して取り組みます。また地域移行支援サービスの利用に至らない方へ、退院への動機付けの支援を行います。

② 普及啓発

他区的生活支援センターや精神科病院と連携しながら、地域の社会資源を活用し、または掘り起こしていけるような普及啓発を行います。

（７）自立生活アシスタント事業

地域で安心して生活が送れるように個別支援計画を作成し、訪問することで衣食住・健康管理・消費生活・余暇活動といった日常生活に関することの支援と、対人関係の調整・職場、関係機関等との連絡調整といったコミュニケーション支援を行います。

（８）研修計画

職員として資質・技術・専門性の向上を目的として研修を実施します。

研修計画に基づいた研修を実施します。外部研修は積極的に職員を派遣し、研修報告を行い内容の共有に努めます。

(9) 災害時の対応

災害発生時に適切な対応ができるように、防災訓練等を行います。

また、災害等発生時の役割分担の明示・避難場所・避難経路を把握するとともに経路図等の掲示を行います。

その他、災害用非常食等を整備すると共に、災害発生時の対応等についての学習会を開催します。

8. ベタニヤ・パーク (収益事業)

法人収益事業として貸し駐車場 (22 台) の運営、管理を行います。